

鴻巣市ソフトボール協会部会内規

鴻巣市ソフトボール協会規約（平成22年1月31日制定）第10条3項の規定により、次のとおり専門部を置き、その所掌事項は、当該各号に定めるところによる。

1 総務部

- (1) 鴻巣市ソフトボール協会（以下「本会」という。）の行事の立案に関する事項
- (2) 各種会議の開催に関する事項
- (3) 本会の規約及びそれに基づく内規に関する事項
- (4) 大会の放送に関する事項
- (5) 放送員の養成に関する事項
- (6) 各部の連絡調整に関する事項
- (7) 他部に属さない事項
- (8) 埼玉県協会・埼玉県南支部並びに本会の関連機関（以下「関連機関」という。）との連絡及び協力に関する事項

2 審判部

- (1) 大会の審判に関する事項
- (2) 審判員の講習会等に関する事項
- (3) 公認審判員の養成に関する事項
- (4) ルール及び競技規則に関する事項
- (5) 関連機関との連絡及び協力に関する事項

3 記録部

- (1) 大会の記録に関する事項
- (2) 公式記録員の養成に関する事項
- (3) 記録員の講習会等に関する事項
- (4) 関連機関との連絡及び協力に関する事項

4 競技企画部

- (1) 大会の日程及び会場に関する事項
- (2) 大会の運営及び競技進行に関する事項
- (3) 大会の開催に係る用具に関する事項
- (4) 用具の保管に関する事項
- (5) 競技企画員の養成に関する事項
- (6) 市民へのソフトボール競技の普及に関する事項
- (7) 関連機関との連絡及び協力に関する事項

5 広報部

- (1) 本会の広報に関する事項
- (2) 関連機関との連絡及び協力に関する事項

6 男子部

- (1) 一般男子、壮年、実年チームの普及、振興及び技術向上に関する事項
- (2) 一般男子、壮年、実年チーム代表の派遣に関する事項

7 シニア・ハイシニア部

- (1) シニア・ハイシニアチームの普及、振興及び技術向上に関する事項
- (2) シニア・ハイシニアチーム代表の派遣に関する事項

8 女子部

- (1) 女子チームの普及、振興及び技術向上に関する事項
- (2) 女子チーム代表の派遣に関する事項

9 小中学生部

- (1) 小学生チームの普及、振興及び技術向上に関する事項
- (2) 代表チームの派遣に関する事項
- (3) 中学生クラブチームの育成に関する事項

10 事務局

- (1) 本会運営の事務全般に関する事項
- (2) 本会加入チームとの連絡に関する事項
- (3) その他指示された事項

附 則

この内規は、平成20年2月1日から施行する。

(一部改正 平成22年1月31日)

(一部改正 平成24年1月29日)